

○館山市建設工事等入札参加者資格審査規程

昭和50年11月10日訓令第7号

(目的)

第1条 この規程は、市が行う建設工事及び製造の請負の競争入札若しくは随意契約の実施に当たり、業者の選定及び入札参加者の資格審査について必要な事項を定め、もって契約事務の適正な執行の確保を図ることを目的とする。

(建設工事入札参加資格審査)

第2条 市長は、入札参加者の資格等についての告示で定める期限内に建設工事入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）の提出のあった者（以下「建設業者」という。）について資格審査を行う。ただし、期限後においても特に必要と認めた場合は審査申請書を受理し、資格審査をすることができる。

2 前項の資格審査は、適格審査及び施工能力審査により行うものとする。

(適格審査)

第3条 適格審査は、前条第1項の規定により審査申請書を提出した建設業者について、この申請書及び添付書類を基礎として、金銭的信用及び契約履行に関する誠実性について審査する。

2 特別の理由がある場合を除き、建設業者が次の各号のいずれかに該当するときは不適格とすることができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められるとき。

(3) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。

(4) 申請書類について、故意に虚偽の事項を記載したとき。

(施工能力審査)

第4条 前条の規定により適格と認められた建設業者について施工能力審査を行う。

2 施工能力審査は、客観的事項及び主観的事項についてそれぞれ審査採点する。

3 客観的事項については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果に基づく評点により審査採点する。

4 主観的事項については、館山市建設工事等入札参加者資格審査における主観点数算出規程（昭和50年訓令第8号）により審査採点する。

(有資格業者の等級の格付)

第5条 市長は、第3条の規定により適格と認められた建設業者について客観点数（前条第3項の規定により審査採点された点数をいう。以下同じ。）に主観点数（前条第4項の規定により

審査採点された点数をいう。)を加えて算出した総合点数に基づき、次のとおり等級の格付を行うものとする。

有資格業者の格付

種別 等級	土木一式	舗装	建築一式	管・電気その他
A	850点以上	800点以上	850点以上	750点以上
B	700点以上 850点未満	650点以上 800点未満	600点以上 850点未満	600点以上 750点未満
C	700点未満	650点未満	600点未満	600点未満
D	[削除]			

(格付の調整)

第6条 市長は、特に必要と認めた場合は、前条の規定による等級の格付を行う際これを変更することができる。

(適格者名簿)

第7条 市長は、第5条の規定により等級の格付けを行ったときは、入札参加適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に搭載するものとする。

(名簿の有効期間)

第8条 適格者名簿の有効期間は、次の適格者名簿が作成されるまでの期間とする。

(請負工事金額の制限基準)

第9条 建設業者に対する各等級別の請負工事金額の制限基準は、予定価格において次の表に定めるとおりとする。

種別 等級	土木一式	舗装	建築一式	管・電気その他
A	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
B	5,000万円未満	2,500万円未満	2,500万円未満	2,500万円未満
C	800万円未満	500万円未満	500万円未満	500万円未満
D	[削除]			

(請負金額制限の特例)

第10条 次の各号に掲げる工事については、前条の規定によらないことができるものとする。

- (1) 特殊な機械及び技術を必要とする工事
- (2) 主として請け負った工事と密接な関連のある工事。ただし、主として請け負った工事の成績評定点が70点以上の場合に限る。

- (3) 災害その他の理由により、緊急に施工を要する工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める工事

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月6日訓令第7号）

この訓令は、公示の日から施行し、昭和52年度建設工事等入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（昭和53年3月31日訓令第4号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月25日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行し、昭和53年度建設工事等入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（昭和56年7月16日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行し、昭和56年度建設工事等入札参加者の資格審査から適用する。

附 則（昭和59年10月5日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年6月9日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の館山市建設工事等入札参加者資格審査規程の規定は、平成元年6月1日から適用する。

附 則（平成7年6月9日訓令第8号）

この訓令は、公示の日から施行し、改正後の館山市建設工事等入札参加者資格審査規程の規定は、平成7年6月1日から適用する。

附 則（平成12年3月30日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年10月30日訓令第15号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年1月22日訓令第1号）

この訓令は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日訓令第5号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月29日訓令第2号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和3年6月24日訓令第9号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和5年9月8日訓令第6号）

（施行期日）

1 この訓令は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の館山市建設工事等入札参加者資格審査規程の規定は、令和6年度以後の年度に係る入札参加者資格審査その他の手続について適用し、令和5年度に係る入札参加者資格審査その他の手続については、なお従前の例による。